

1. 適用範囲

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号。以下「口座管理法」という。）ほか関係法令に基づく相続時における預貯金口座に関する情報の提供については、この規定により取り扱います。

2. 相続時預貯金口座情報提供金融機関の依頼対象の範囲

- (1) 口座管理法に基づく、相続時における預貯金口座に関する情報の提供の依頼（以下「本提供依頼」という。）の受付において、対象とする預貯金口座は、依頼を行った者（以下「依頼者」という。）の被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ）である預貯金者の口座情報の有無についての確認対象である全ての金融機関（以下「確認対象先金融機関」という。）への照会時点で付番（特定の金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、当該金融機関が法令等に基づき当該預貯金者の個人番号を利用して管理することをいう。以下同じ。）が完了している口座とします。
- (2) 被相続人の預貯金口座の情報は、「金融機関名、支店名、預貯金の種類、口座番号、預貯金者名」を対象とします。なお、当該預貯金口座の残高は対象外です。
- (3) 被相続人の死後10年までの照会を対象とします。

3. 相続時預貯金口座情報提供の依頼者の範囲

本提供依頼は、国内に通知先を有する相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）又は当該相続人の代理人等（以下「相続人等」という。）が行うことができます。また、連名での依頼は受付できません。

4. 相続時預貯金口座情報提供の依頼の受付

本提供依頼は、預金保険機構（以下「機構」という。）が業務を委託した金融機関（以下「委託先金融機関」という。）で受け付けます。

- ① 委託先金融機関の窓口における依頼は、委託先金融機関の窓口営業時間内に受け付けます。
- ② コンピュータ・システム等の電子的な手段による依頼は、委託先金融機関所定の方法及び時間内に利用することができます。
- ③ 郵送による依頼は、委託先金融機関所定の方法により利用することができます。

5. 相続時預貯金口座情報提供の依頼の成立と提供業務の履行の完了

- (1) 委託先金融機関が依頼者からの本提供依頼の申込みを承諾した時に依頼が成立したとします。本提供依頼の成立後の依頼の取り止め、依頼内容の変更はできません。
- (2) 確認対象先金融機関から本提供依頼に基づく通知を受けた照会結果について、機構から、申込書に記載された通知先へ通知書を発送した時点で相続時預貯金口座情報提供業務の履行が完了したとします。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、機構において被相続人の個人番号を確認できず、口座

管理法 8 条 5 項に基づく通知ができない場合には、機構は本提供依頼に基づき被相続人の個人番号の確認を改めて行うことができるものとします。ただし、依頼者においてこれを希望しない場合には、その時点で本提供依頼が合意解除されたこととします。

6. 照会結果の通知

- (1) 本提供依頼に基づく確認対象先金融機関から通知を受けた照会結果について、機構から、申込書に記載された国内の通知先へ転送不要の簡易書留にて郵送します。
- (2) 照会結果通知書は、以下に従って記載されています。
 - ① 照会結果の「該当口座なし」には、実際に確認対象先金融機関に該当口座が存在していない場合(口座は存在しているが付番が完了していない場合も含む。)に加え、照会を行った期間内に当該確認対象先金融機関から結果の回答がなかった場合も含まれます。
 - ② 確認対象先金融機関の管理状況次第では、代表口座のみの回答となる場合があります。
 - ③ 照会結果の通知内容が多数の場合、複数の通知書に分割されて通知されることがあります。
- (3) 照会結果は、情報提供依頼の受付時の内容及び確認対象先金融機関からの回答に基づくものであり、個人番号による管理が行われている預貯金口座の情報のみ記載しております。
- (4) 照会結果は、相続人が被相続人から相続する口座の有無及び内容を証明するものではありません。
- (5) 被相続人の個人番号を住民基本台帳ネットワークシステムから取得する際に、例えば、戸籍の附票の除票の写しの住所表記と住民基本台帳の住所表記が異なる、類似住所に同姓同名同一年月日の者が居住している等の事情により当該個人番号の取得が困難な場合、その旨を記載した通知書を、機構から申込書に記載された国内の通知先へ普通郵便にて郵送します。

7. 手数料等

- (1) 本提供依頼にあたっては、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関が定める所定の方法により表示する手数料及びこれに伴う消費税等（以下「手数料等」という。）をいただきます。
- (2) 本提供依頼の成立後は、本提供依頼に基づく確認対象先金融機関による照会結果が「当該個人番号に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理していない」等、情報提供を受けられなかった場合を含め、原則として手数料等を返却することはできません。ただし、5.(3)の定めにより本提供依頼が合意解除された場合には、委託先金融機関を通じて手数料等を返却します。また、振込により返金を行う場合には、振込手数料をご負担いただくことがあります。
- (3) 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者の手数料は免税扱いになり、消費税はいただきません。

8. 口座照会内容の照会等

- (1) 委託先金融機関が機構に通知した本提供依頼の内容について、機構、委託先金融機関又は確認対象先金融機関から相続人等あて照会する必要がある場合には、相続時預貯金口座情報提供業務の履行の完了前後を問わず、相続人等に照会を行うことがあります。
- (2) すみやかに回答しなかった場合又は不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害について、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は責任を負いません。

9. 免責事項

- (1) 次の各号の事由による本提供業務の履行不能、処理遅延等があっても、これによって生じた損害については、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は責任を負いません。ただし、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関に故意又は過失がある場合を除きます（本項から第4項まで同じ）。
 - ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
 - ② 機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関が利用するコンピュータ・システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき
- (2) 本提供依頼の内容に不備があったとしても、これによって生じた損害については、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は責任を負いません。
- (3) 本提供依頼の照会結果に関連して、相続人等の間又は相続人等と第三者の間で紛争が生じた場合、相続人等が自己の責任で当該紛争を解決するものとし、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は責任を負いません。
- (4) 本提供依頼に関連して、相続人等に費用負担が生じたとしても、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は負担しません。

10. 個人情報の取扱い

機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は、本提供依頼に際し取得した相続人等の個人情報（特定個人情報を含む。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に従って管理します。

11. 合意管轄

本規定に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を管轄裁判所とします。

12. 規定の変更

- (1) 機構は、民法（明治29年法律第89号）第548条の4の規定により本規定の変更をすることができるものとします。
- (2) 変更する場合、機構は、委託先金融機関の受付時における通知その他の適切な方法により周知することとします。

以上